

普通徴収への切替が認められる場合について(特別徴収の完全実施に伴う留意点)

特別徴収の完全実施に伴い山形市では、適正な理由がなく事業所の希望により普通徴収を選択することはできません。そのため、普通徴収として給与支払報告書を提出する場合は、普通徴収に関する事項の記入など下記の必要事項を確認の上、提出してください。

○普通徴収への切替理由に該当する場合のみ、普通徴収とすることができます。

原則、全従業員が特別徴収となりますが、以下の切替理由に該当する場合のみ普通徴収とすることができます。

理由区分	普通徴収への切替理由
A	給与の支払が不定期
B	退職者または退職予定者 (5月末日まで)
C	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者)
D	事業専従者(毎月給与支払の場合を除く)

(記入例1)給与支払報告書 摘要欄

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別料の額
0	0	0	0
(摘要)			
普通徴収 理由B(R2. 5. 31退職予定)			
生命保険料の金額	生命保険料の控除額	介護保険料の金額	介護保険料の控除額
0	0	0	0
新築等の特典	新築等の特典の控除額	新築等の特典の控除額	新築等の特典の控除額
0	0	0	0

(記入例2)仕切紙②

仕切紙② 普通徴収

普通徴収への切替理由書

下記の切替理由に該当し普通徴収とする方がいる場合、該当欄に人数を記入の上、該当する方の給与支払報告書(個人別明細書)をこの仕切紙②の後ろに取りまとめてください。

下記4項目以外の理由で、普通徴収とすることはできません。

理由区分	普通徴収への切替理由	人数
A	給与の支払が不定期	名
B	退職者または退職予定者(5月末日まで)	2名
C	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者)	1名
D	事業専従者(毎月給与支払の場合を除く)	名

②普通徴収分の報告人数
(理由区分A~Dの合計)

3名

後ろに取りまとめる普通徴収分の給与支払報告書(個人別明細書)の提出枚数と一致していることを確認してください。
また、総括表の報告人員欄「②普通徴収」に記入する人数と一致していることもあわせて確認してください。

③山形市報告合計人数
23名

○電子申告(エルタックスなど)により給与支払報告書を提出する際も、普通徴収とする方がいる場合は忘れずに摘要欄へ理由区分を記入してください。

電子申告(エルタックスなど)で給与支払報告書を提出する際、普通徴収とする方がいる場合は、普通徴収切替理由書の提出は不要ですが、必ず給与支払報告書の摘要欄に普通徴収とする理由区分を入力の上、普通徴収に入力して提出してください。

なお、摘要欄に理由区分の入力がない場合は、普通徴収に入力があっても特別徴収となりますので、必ず理由区分の入力をお願いします。

切替理由に該当し普通徴収とする方がいる場合には、給与支払報告書の摘要欄に理由区分を記入(記入例1)の上、仕切紙②の「普通徴収への切替理由書」に該当する人数を記入してください。(記入例2)

普通徴収に区分した給与支払報告書は、枚数が仕切紙②に記入した人数と一致することを確認の上、仕切紙②の後ろに取りまとめて提出してください。

★摘要欄に理由区分の記入がない場合、特別徴収となりますので、理由区分の記入漏れがないようご注意ください。

令和元年度(平成31年度)育児休業等により普通徴収だった方について

・令和2年度(令和2年6月分からは)特別徴収が可能な場合

給与支払報告書の提出の際に、①特別徴収に区分して提出してください。あわせて、令和2年度分の特別徴収新規該当者届の提出をお願いします。

・令和2年度(令和2年6月分からは)も特別徴収が不可能な場合

給与支払報告書の提出の際に、②普通徴収(退職者等)に区分して提出してください。なお、普通徴収への切替理由はA(給与の支払が不定期)を選択してください。

令和2年度給与支払報告書の提出について

山形市では特別徴収の完全実施を行っています。

所得税を源泉徴収する義務のある事業主の方は、地方税法及び市税条例の規定により原則、全従業員について住民税の特別徴収が義務付けられています。

適正な理由がなく、希望により普通徴収を選択することはできませんのでご注意ください。

※給与支払報告書の提出方法に関して留意点があります。詳しくは4ページ「普通徴収への切替が認められる場合について(特別徴収の完全実施に伴う留意点)」をご確認ください。

★給与支払報告書の提出が必要な場合

給与支払報告書は、令和2年1月1日に山形市に住民票のある方について、金額の多寡にかかわらず令和元年中(平成31年中)に給与の支払があった方全員分(退職者、パート、アルバイト、季節雇用等を含む)を1名につき2枚提出してください。

※電子申告(エルタックスなど)をご利用の場合、紙による総括表及び給与支払報告書の提出は不要です。特別徴収の完全実施に伴い、電子申告(エルタックスなど)で普通徴収とする方がいる場合は、給与支払報告書の提出にあたり注意していただく点がありますので、詳しくは4ページ「普通徴収への切替が認められる場合について(特別徴収完全実施に伴う留意点)」をご確認ください。

電子申告について、詳しくは <http://www.eltax.lta.go.jp/> または <http://www.e-tax.nta.go.jp/> をご覧ください。

※所得税法第204条第1項各号並びに所得税法第174条第10号及び租税特別措置法第41条の20に規定されている報酬、料金、契約金及び賞金を支払った方については、給与支払報告書での提出は必要ありません。詳しくは税務署にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページをご覧ください。

★総括表の記入例

個人番号の確認が取れている個人事業主の事業所様については「個人情報保護」の観点から個人番号をアスタリスクで印字しております。新たに個人番号を記載する場合は、個人番号を確認できる書類と身分確認できる書類の提示又は提出が必要です。

2 給与支払報告書(総括表)

追加の提出の際は追加を○で囲み、訂正分の提出の際は訂正を○で囲んでください。

山形市で印字した法人番号、名称、所在地等について、変更がある場合は、黒字で訂正してください。
※法人番号が空欄になっている事業所様については法人番号の確認に正確を期すため、確認でき次第セットアップさせていただいております。

税理士などが作成した場合は、名称と連絡先を記入してください。山形市から問い合わせさせていただく場合があります。

個人事業所の場合に限り、事業主の氏名を記入してください。

山形市提出分の中に該当する給与支払報告書があるかないかを記入してください。

山形市記入欄のため空欄のままとしてください。

山形市長	令和2年 1月17日 提出	追加訂正	指定番号	80123456
給与支払期間	令和元年(平成31年)	月分	提出区分(年間分)退職者分	
給与支払者の個人番号又は法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7	月分	事業種目	製造業
フリガナ	〇〇〇〇〇〇カブシキガイシャ	受給者総人員	35名	
給与支払者の名称又は氏名	〇〇〇〇株式会社 (印)	①特別徴収	20名	
所得税の源泉徴収している事業所又は事業所の名称	同上	②普通徴収※(退職者等)	3名	
フリガナ	ヤマガタシハタゴマチ	③合計(①+②)	23名	
〒	990-0047	※退職者等、仕切紙②の「普通徴収への切替理由」A~Dに該当する場合のみ普通徴収とすることができます。		
同上の所在地	山形市旅籠町二丁目3番25-11	●前職分給与の有無 山形市提出分の中に他事業所(前職等)分給与を含んで年末調整しているものはありますか。 ※「はい」の場合は、必ずその方の摘要欄に前職の情報を記入してください。		
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	山形 太郎 (印)	事務処理欄		
連絡者の氏名、所属課・係名及び電話番号	総務課 経理係 山形 花子 Tel 023-641-xxxx 内線34			
会計事務所等の名称	Tel			
納税通知書の出力順について希望する方に○印をつけてください。	①提出順 ②受給者番号順	納入書不要の場合 ○をつけてください。 納入書不要		
※この総括表を使用しないで報告する際も、仕切紙を使用の上、この総括表を添付してください。				

個人事業主代表者氏名

確認欄

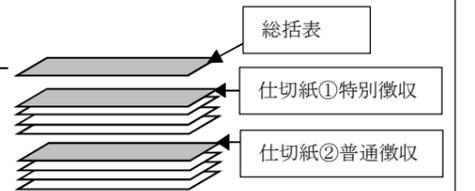
★提出に際し留意する事項

◇総括表は山形市が送付した総括表を使用してください。

・税理士などに提出を依頼する場合は、山形市が送付した総括表をお渡しいただき、提出の際に添付するよう伝えてください。

・法定様式の総括表を使用する場合も、山形市が送付した総括表を添付してください。
※山形市から総括表の送付がなかった場合は、下記までご連絡いただくか、法定様式の総括表を使用してください。

◇提出の際は、給与支払報告書を仕切紙によって①特別徴収、②普通徴収に分け、総括表を表紙にして提出してください。



○提出先：〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号 山形市財政部市民税課 Tel.023-641-1212 (内線 304~307)

提出期限：令和2年1月31日(金)

